給与支払報告書の提出について

※本パンフレットは岐阜北・南税務署管内９市町共同で作成しております。

〇提出の対象となる方

令和８年１月～令和８年１２月中に俸給・賃金・賞与やその他これらの性質を有する給与を支払った方です。

〇提出期限

令和９年２月１日（月）です。期限は厳守してください。

※ 期限間近になりますと窓口が大変混雑します。１月中旬までに提出いただくようご協力お願いします。郵送での提出も可能です。

〇提出先

受給者の令和９年１月１日現在の住所地の市町村です。

〇提出範囲

「給与支払報告書」は支払金額の多少にかかわらず、すべての受給者について関係市町村へ提出してください。

１枚目が市町村提出用になります。２枚目は本人交付用の源泉徴収票となっています。

（令和８年分以降、給与支払報告書を市町村へ提出した場合には、税務署へ源泉徴収票を提出したとみなされます。）

〇特別徴収できない方がいる場合

仕切り紙を使い、該当者がわかるように綴ってください。

※ 給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。

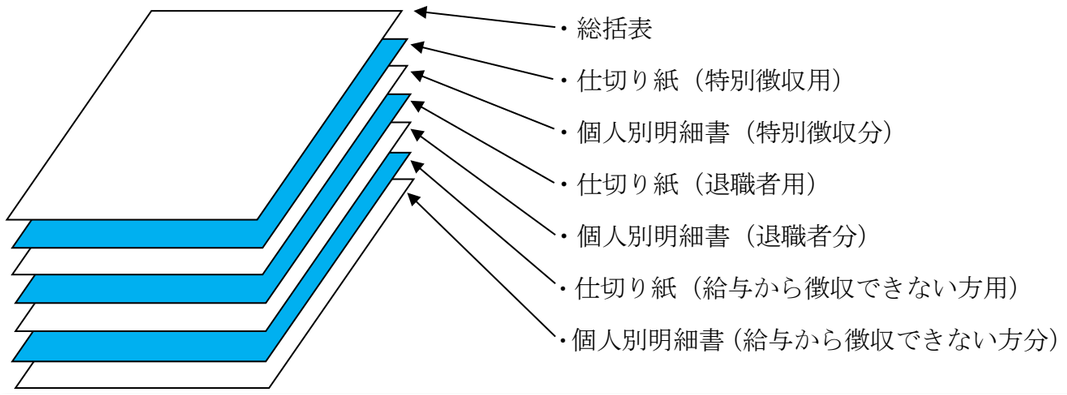

岐阜県と県内全市町村は、特別徴収の実施を徹底しています。

給与所得者にかかる個人住民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収（給与支払者が給与天引きする）」の方法によって徴収するものと定められています。（地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4）特別徴収の対象となる方はパートやアルバイト、法人役員等、すべての従業員です。事業者や従業員の意思により普通徴収を選択することはできません。

まだ特別徴収を行なっていない事業主は、制度をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

eLTAX(エルタックス)をご利用ください

岐阜県内各市町村では地方税の総合窓口 eLTAX を導入しており、これにより、給与支払報告書の提出手続き等を、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

なお、eLTAX のサービスは無料でご利用いただけます。

※国税庁より令和９年分（令和１０年１月提出分）以降の給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書の紙での様式につきまして、段階的縮小の実施及び廃止が予定されております。
詳細につきましては、国税庁ホームページ等をご確認ください 。

【利用手続き及びお問い合わせ先】

eLTAX の利用手続きについては、eLTAX ホームページをご確認いただき、不明点は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ　https://www.lta.go.jp/

給与支払報告書の提出先・お問い合わせ先

- 北方町役場　税務課　☎058-323-1116(直通)
  〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川１丁目１番地
- 岐阜市役所　市民税課　☎058-214-2063(直通)
  〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地１
- 羽島市役所　税務課 市民税係　☎058-392-1111(内線 2237)
  〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地
- 各務原市役所　市民税課 市民税第二係　☎058-383-7309(直通)
  〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町１丁目 69 番地
- 山県市役所　税務課 市民税係　☎0581-22-6822(直通)
  〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地１
- 瑞穂市役所　税務課　☎058-327-4112(直通)
  〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地
- 本巣市役所　税務課　☎058-323-8133(直通)
  〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地
- 岐南町役場　税務課　☎058-247-1397(直通)
  〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣７丁目 107 番地
- 笠松町役場　税務課　☎058-388-1112(直通)
  〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町１番地

記載例

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※ 種別	※ 整	※

支払を受ける者 住所	※ 区分	（受給者番号）
○○市△△町18番地 コーポA 123号		（個人番号） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		（役職名） 課長
		氏名 （フリガナ） ギフ タロウ 岐阜 太郎

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 7,000,000	5,200,000	4,601,752	0

（源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
	老人		特定	老人		その他		特親				特別	その他	
有	従有		人	人 従人	内 人	従人	人	従人	人	従人	人	内 人	人	人
		380,000	1		1		1		1		1	1		1

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
510,000	内 631,752	120,000	50,000	29,900

（摘要）

前職：○○市××町100 ㈱△△商会 令和8年4月30日退職
支払金額 1,750,000円 社会保険料 132,908円 源泉 32,100円

生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	82,000		85,000		120,000

住宅借入金等特別控除の額の内訳						
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	30年 9月 21日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)
住宅借入金等特別控除可能額	150,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)

（源泉・特別）控除対象配偶者																		
（フリガナ）	ギフ ハナコ									区分		配偶者の合計所得	950,000	国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額	
氏名	岐阜 花子									区分				基礎控除の額	670,000	所得金額調整控除額	
個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3						

控除対象扶養親族等

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |